

# 意見陳述書

事件名 平成16年(行ウ)第68号  
「公金支出差止等請求事件」

2005年3月11日

千葉地方裁判所 御中

千葉市花見川区朝日ヶ丘町2533-52

村越 啓雄

八ッ場ダム建設事業に伴う千葉県の費用負担は、約384億円であり、千葉県内においてはその他に、印旛郡市広域市町村圏事務組合と北千葉広域水道企業団の予定負担分122億円がある。千葉県の財政状況は極めて厳しく、教育や福祉などの県民生活に密着した支出をも削減し、県職員の給与を削っている中で、八ッ場ダムにかかわる支出について、地方自治法2条14項にいう「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、また地方財政法4条1項にいう「目的を達成するための必要最少の限度をこえて、これを支出してはならない」条項について厳しく精査することは当然のことである。

しかしながら、千葉県は、県議会においてもまた、監査委員においても、国土交通省の計画した八ッ場ダム建設計画について、千葉県には治水・利水上の利益が発生しない、ことについて、十分な精査を怠ってきた。

千葉県にとって八ッ場ダムは必要でなく、また有害でもあることについて、次に述べ、映像をもって理解を深めていただき、裁判所の判断をお願いするものです。

## (1)利水上の必要がないこと

本件事業によって、県は、毎秒 $2.4\text{m}^3$ (1日約 $20.3\text{万 m}^3$ )の水道の水利権(印旛郡市広域市町村圏事務組合と北千葉広域水道企業団を含む)と毎秒 $0.47\text{m}^3$ (1日約 $4.1\text{万 m}^3$ )の工業用水道の水利権の設定を受けることが予定されている。

しかし、県の水道、工業用水道の1日最大給水量は、最近10年間は増加がとまり2002年度には合わせて約 $300\text{万 m}^3$ /日にとどまっている。

一方、県の保有水源は約 $330\text{万 m}^3$ /日であって、水道用地下水 $44\text{万 m}^3$ /日を加えると、約 $370\text{万 m}^3$ /日にもなり、約 $70\text{万 m}^3$ /日も過剰となる。しかも、千葉県の人口は2015年頃にピークを迎え、その後減少傾向になるので、県には、現状以上に、さらに水源を確保する必要性がない。

## (2)治水上の必要がないこと

利根川水系の治水計画では、中流部の八斗島地点の基本高水流量を 22,000m<sup>3</sup>/秒と設定し、このうち 16,000m<sup>3</sup>/秒を河川改修で、残り 6,000m<sup>3</sup>/秒をハツ場ダムを含む上流ダム群で対応することとなっている。

しかし上記地点の洪水流量の過去最大値は、1947年のカスリーン台風時の 17,000m<sup>3</sup>/秒であり、その後今日までの半世紀以上の間、10,000m<sup>3</sup>/秒を超える洪水が発生したことはない。

したがって、治水計画自体が過大な、ありえない洪水水量を前提とするものであるから、治水上も本件事業の必要がない。

### (3)危険性の問題点

さらに、本件事業には、ダム予定地の地質が脆弱なため災害を誘発する危険が存在し、過去、国会審議において、国土省はダム建設に不適な場所であることを説明しており、建設技術が進化した近年の再調査によってもすべての問題が解明出来得ない現状である。

同時期に計画され、供用された奈良県の大滝ダムの大規模な地滑りにより住民の住居の移転、供用の延期、多額な工事費の追加など大きな社会問題となっていることは記憶に新しいところである。ハツ場ダムにおいてもこのような事態が、万一にも存在してはならず、完全な解明無くして建設することは許されないことである。

以上